

施設基準の届出

以下の項目については、令和2年4月以降に当該点数を算定するために届出が必要

➤ 新たに施設基準が創設されたもの

特定薬剤管理指導加算2

薬剤服用歴管理指導料 4（情報通信機器を用いた服薬指導）

➤ 施設基準が改正されたもの

調剤基本料2、3のイ：

→区分の変更がない場合は届出不要

地域支援体制加算：

→調剤基本料1とそれ以外の区分との間で変更があり（適用される施設基準に変更がある場合）、継続して地域支援体制加算を算定する場合は届出が必要